資料ＮＯ．３

福岡県社会福祉審議会資料
【審議事項】

令和９年度社会福祉施設等の整備方針について〔障がい者（児）福祉関連分〕

福祉こども政策部障がい福祉課

令和９年度障がい者（児）福祉施設の整備方針について

１　基本的な考え方

県では、障がいのある人及び障がいのある児童の福祉サービスの提供体制の確保等の円滑な実施のため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条・児童福祉法第 33 条の 22 に基づき、現在、令和９年度から令和 11 年度までを計画期間とする「福岡県障がい者福祉計画(第７期)・福岡県障がい児福祉計画(第４期)」の策定に向け、準備を進めているところです。

このため、令和９年度の整備方針においては、現計画（令和８年度）の目標値を参考に、引き続き、主として、施設入所者の地域生活への移行、一般就労への移行、地域生活支援拠点等の整備及び障がい児支援の提供体制の整備等を行うとともに、新たに医療型短期入所の整備を行うこととしています。

２　障がい者施設の整備

（１）日中活動系サービス事業所

ア　療養介護事業所

医療を要する障がいのある人であって、常に介護を要する人に対し、昼間､機能訓練､療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。

イ　生活介護事業所

常に介護を必要とする障がいのある人に対し、昼間､入浴､排せつ､食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

ウ　自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

エ　就労選択支援事業所

就労移行支援又は就労継続支援を利用又は利用を希望する障がいのある人に対し、就労先､働き方について良い選択ができるよう､就労アセスメントの手法を活用し､本人の希望､就労能力や適性等にあった選択の支援を行います。

オ　就労移行支援事業所

一般企業等への就労を希望する障がいのある人に対し、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

カ　就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）事業所

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

キ　短期入所事業所

居宅において障がいのある人の介護を行う人の病気等の理由で、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

・　障がい福祉施設から一般就労への移行を進めるなど、地域における生活の維持・継続が図られるようにするため、待機者数及び利用予定者数など整備計画に具体性のある日中活動系サービス事業所の整備を進めます。

（２）居住系事業所

ア　共同生活援助事業所（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

・　施設入所から地域生活への移行を進めていくための居住の場として、待機者数及び利用予定者数など整備計画に具体性のある共同生活援助事業所（グループホーム）の整備を進めます。

・　障がい者支援施設（施設入所支援）については、概ね県内各地域に設置され、入所需要に対応できる状況にあること、また、施設入所から地域生活への移行を進めていく観点から、既存施設における入所者の安全確保や処遇改善を最優先の課題とし、老朽施設の改築修繕等について必要性・緊急性を勘案しながら整備を検討します。

３　障がい児施設の整備

（１）障がい児通所支援事業所

ア　児童発達支援事業所

障がいのある未就学の児童が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、指導及び訓練を行います。

イ　放課後等デイサービス事業所

学校に通学中の障がいのある児童に対して、生活能力向上のための訓練等を行うとともに、放課後等の居場所を提供します。

・　障がいのある児童、その家族を身近な場所で支援する体制を確保するため、待機者数及び利用予定者数など整備計画に具体性のある障がい児通所支援事業所の整備を進めます。

（２）障がい児入所支援施設

ア　福祉型児童入所支援施設

障がい児を入所させて保護するとともに、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。

イ　医療型児童入所支援施設

主として重症心身障がい児を入所させて保護するとともに、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

・　居宅での生活が困難な障がいのある児童に対する療育等を行う場を確保し、障がいのある児童の地域生活を支えるため、待機者数及び利用予定者数など整備計画に具体性のある障がい児入所支援に係る整備を進めます。

４　防災・減災等に係る施設の整備

老朽化した施設の改築、大規模修繕、耐震化、消防用設備の設置等について、必要性・緊急性を勘案し整備を進めます。特に、非常用自家発電設備の整備、ブロック塀等の改修整備、水害対策強化整備、感染防止対策整備については、優先的に検討します。

なお、老朽化した障がい者支援施設の改築・大規模修繕にあたっては、入所定員の減に可能な限り取り組むこととし、定員数の増を伴う入所施設の整備は行わないものとします。

５　医療型短期入所の整備

医療的ケア児の家族等の受け皿の確保と支援の強化を図る必要があるものの、圏域によっては受け皿となる医療型短期入所事業所がない現状を踏まえ、利用者が希望する地域で、必要な時にサービスを受けることができるよう医療型短期入所の整備を進めます。

６　地域生活支援拠点の整備

障がいのある人の重度化・高齢化、「親なき後」を見据えた観点から、障がい者（児）の地域生活を支援する体制の整備を進めるため、児童発達支援事業所（児童発達支援センター）、障がい者支援施設（施設入所支援）、共同生活援助事業所（グループホーム）の整備のうち、以下のような機能を備えるものについて整備を検討します。

① 地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供を図るもの。

② ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保を図るもの。

③ 人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備を図るもの。

令和７年度における障がい福祉サービス等の必要見込量と利用実績

サービス種別		① 指定事業数	② 定員（単位：人）		③ 1か月の利用	③ 必要見込量（市町村計画）	④ 利用実績
日中活動系	[1]療養介護	14	1,109		人数	1,182	1,117
	[2]生活介護	572	15,679		人数	13,756	12,842
				利用可能人数 月 407,654	人日	267,851	282,423
					平均日数	19	22
	[3]自立訓練（機能訓練）	13	277		人数	173	129
				利用可能人数 月 7,202	人日	2,628	1,647
					平均日数	15	13
	[4]自立訓練（生活訓練）	110	1,458		人数	1,169	892
				利用可能人数 月 37,908	人日	17,678	14,014
					平均日数	15	16
	[5]就労選択支援	70	725		人数	811	48
				利用可能人数 月 18,850	人日	5,093	513
					平均日数	6	11
	[6]就労移行支援	168	2,340		人数	2,310	1,958
				利用可能人数 月 60,840	人日	42,262	34,617
					平均日数	18	18
	[7]就労継続支援Ａ型	339	5,773		人数	8,425	6,568
				利用可能人数 月 150,098	人日	137,830	129,136
					平均日数	16	20
	[8]就労継続支援Ｂ型	927	19,101		人数	17,074	18,710
				利用可能人数 月 496,626	人日	299,332	323,566
					平均日数	18	17
	[9]福祉型短期入所	527	1,561		人数	2,700	3,399
				利用可能人数 月 40,586	人日	16,408	20,410
					平均日数	6	6
	[10]医療型短期入所	35	149		人数	362	635
				利用可能人数 月 3,874	人日	1,853	3,185
					平均日数	5	5
居住系	[11]共同生活援助	814	12,900		人数	10,029	10,693
	[12]施設入所支援	132	6,730		人数	6,069	5,980
障がい児通所支援	[13]児童発達支援	765	9,042		人数	9,564	9,746
				利用可能人数 月 235,092	人日	84,583	89,818
					平均日数	9	9
	[14]放課後等デイサービス	1,447	15,849		人数	22,259	21,774
				利用可能人数 月 412,074	人日	310,914	289,647
					平均日数	14	13
	[13]＋[14]	2,212	24,891		人数	31,823	31,520
				利用可能人数 月 647,166	人日	395,497	379,465
					平均日数	－	－
障がい児入所支援	[15]福祉型入所支援	10	272		人数	231	234
	[16]医療型入所支援	13	1,157		人数	146	152

①は令和８年４月１日現在における県内の指定事業数、②は定員の合計です。
※ [13][14]は２事業を通じての定員設定がほとんどであることから、合計も示しています。
「利用可能人数」・・・月２６日開所する場合に事業所で受入れが可能な人数です。
③は、福岡県障がい福祉計画（第６期）・福岡県障がい児福祉計画（第３期）で、各市町村が令和７年度において必要と見込んだ数値です。
「人数」・・・・・月間の利用人数（実人員）
「人日」・・・・・月間の利用人数（実人員）×１人１か月当たりの平均利用日数
「平均日数」・・・１人１か月当たりの平均利用日数
④は、令和７年度における実際の利用実績です。

＜参考：直近３か年の指定事業数の推移＞

サービス種別		指定事業数（４月１日時点）		
		令和６年度	令和7年度	令和8年度
日中活動系	[1]療養介護	14	14	14
	[2]生活介護	546	552	572
	[3]自立訓練（機能訓練）	10	12	13
	[4]自立訓練（生活訓練）	122	114	110
	[5]就労選択支援	0	0	70
	[6]就労移行支援	170	167	168
	[7]就労継続支援Ａ型	358	336	339
	[8]就労継続支援Ｂ型	794	851	927
	[9]福祉型短期入所	419	467	527
	[10]医療型短期入所	36	39	35
居住系	[11]共同生活援助	700	765	814
	[12]施設入所支援	130	131※	132※
障がい児通所支援	[13]児童発達支援	606	675	765
	[14]放課後等デイサービス	1,214	1,307	1,447
障がい児入所支援	[15]福祉型入所支援	11	10	10
	[16]医療型入所支援	13	13	13

※施設入所支援の指定事業数の増は施設老朽化等による建て替えによるもの